

# いわき公共交通担い手確保支援事業費補助金 申請の手引き

## 申請期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

## ■提出先（郵送先）

〒970-8686  
いわき市平字梅本 21 番地  
いわき市  
公共交通課 行



## 問い合わせ先

いわき市 都市建設部 公共交通課 (本庁 6 階)

TEL 0246-22-1120

平日 9:00～17:00

## 公共交通担い手確保事業費補助金 申請要領

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、運送収入の減少に加え、原油価格高騰に伴う事業経費の増加により、経営に大きな影響を受けている交通事業者に対し、公共交通担い手確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関して、必要な事項を定めるものです。

### 2 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

### 3 補助対象事業者

補助金の交付を受けることができる者は、次の全てに該当するものであり、同意書兼誓約書（第2号様式）の内容を遵守する意思を有するものとします。

(1) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していない者

(2) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第7号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと

(3) 次の各号のいずれかに該当するものとします。

ア 道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者

イ 道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

ウ 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可(福祉輸送事業限定許可を含む)を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

### 4 補助対象事業

補助対象事業については、次のどちらかの事業に該当するものです。

(1) 従業員の第二種運転免許取得に係る費用を負担する事業

(2) 既に第二種運転免許を保有する従業員を雇用する際、その従業員に対し、就職支度金を支給する事業（ただし、雇用開始日前1年以内に、市内に本社若しくは営業所を有する事業所で運転手として勤務していた者を除く。）

※ 第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から3年以上の継続雇用が条件となるため、年1回雇用状況が確認できる書類の提出をお願いします。

### 5 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表のとおりです。

区分	内容	対象期間
(1) 従業員の第二種運転免許取得に係る費用を負担する事業	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料（仮免許、補習に要する経費を除く） ※ただし、消費税および地方消費税相当額を除く	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までににおける第二種運転免許の取得及び第二種運転免許保有者に対して支給する一時金に係るものに限る。 (当該会計年度以外に支出した経費は対象外とする。)
(2) 既第二種運転免許保有者に対し、就職支度金を支給する事業	就職支度金、入社支度金といった運転手の採用に係る一時金	

## 6 補助金の額

補助対象事業者が事業の実施に要した経費の4分の3以内の額（1,000円未満の端数は切捨て）を交付します。（補助上限額は下記の表のとおり）

また、国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、当該助成措置の額を控除した額の4分の3以内の額を交付します。

なお、補助金の交付は従業員1人につき1回限りとなります。

対象事業者	補助上限額
バス（乗合・貸切）	36万円/1人
タクシー事業者（乗合・福祉）	20万円/1人

## 7 申請書類

① 補助金等交付申請書

② 交付申請兼実績報告内訳書【第1号様式】

③ 同意書兼誓約書【第2号様式】

記載事項について確認いただき、同意又は誓約いただける場合は記入をお願いします。

④ 旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し（東北運輸局長が交付した許可書等）

⑤ 従業員との雇用契約の内容が確認できるものの写し（雇用契約書等）

⑥ 従業員の雇用保険受給被保険者証の写し

⑦ 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証の写し

⑧ 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類の写し

⑨ 事業者が経費を負担したことが確認できる書類の写し

⑩ 補助金の振込先が確認できる書類の写し

## 9 申請方法

窓口申請、若しくは郵送申請

※制度を利用しようと考えている方は、事前にご連絡をお願いします。

## 10 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市役所 6 階 都市建設部 公共交通課

電話番号：0246-22-1120（直通）、FAX 番号：0246-24-4306

メールアドレス：kokyokotsu@city.iwaki.lg.jp

## ◆申請から補助金受け取りまでの流れ

### ①制度利用 事前確認

予算に上限がありますので、制度を利用しようと考えている方は、公共交通課に事前確認の問合せをお願いします。  
※補助金の上限額に達している場合があります。

### ②申請書類作成

申請書類をダウンロードし、記載例を参考にし、作成してください。

不明な点等がある場合は、お電話又はメールでお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

いわき市 都市建設部 公共交通課

電話 0246-22-1120

Mail kokyokotsu@city.iwaki.lg.jp

### ③申請書類提出

作成した申請書類を窓口まで持参、若しくは郵送で提出してください。

提出先：〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地  
いわき市 都市建設部 公共交通課（本庁6階）

### ④申請書類審査

提出された申請書について、市で書類審査を行います。記載内容について、必要に応じて申請者へ確認する場合があります。

※納税状況の確認を行う都合上、申請書の到着が週末の場合、支払いまで期間を要する場合があります。

### ⑤決定通知書

書類審査が終わり次第、市から交付決定通知書を郵送いたします。

### ⑥交付請求書

交付決定通知書の到着後、交付請求書を提出してください。

### ⑦補助金交付

#### 会計手続

交付請求書の審査が終わり次第、指定の口座に補助金の振り込みを行います。